

関門海峡航行参考図

本図は、航海のための参考資料であり、航海には必ずW135など最新の海図を使用すること。

2023年
関門港長

AISの適切な運用
国際VHF16ch常時聴守
海の「事件・事故」は118番

- ・港内又は港の境界付近を航行するときは、AISの目的地情報を送信しなければなりません。(一部船舶を除く。)
- ・関門港内の情報の聴取義務海域においては、関門海峡海上交通センターからの情報提供を聴取する義務があります。(一部船舶を除く。)

関門港の注意すべき航法(抜粋)

凡例	関門航路と関門第二航路の航行船が出会う場合	関門第二航路と安瀬航路又は若松航路の航行船が出会う場合
	関門航路航行船と戸畑航路航行船が出会う場合	戸畑航路と若松航路の航行船が関門航路で出会う場合

関門航路において周囲の状況を考慮し、次の各号のいずれにも該当する場合には、他の船舶を越すことができます。(ただし、早瀬瀬戸水路を除く。)

- 当該他の船舶が自船を安全に通過させるための動作をとることを必要としないとき。
- 自船以外の船舶の進路を安全に避けられるとき。

火ノ山下潮流信号所の早瀬瀬戸潮流情報

表示例	表示の種類	表示の意味
	E または W	E: 東への流れ, W: 西への流れ
	0~13の数字	潮流の速力、単位はノット
	↑ または ↓	↑: 今後速くなる, ↓: 今後遅くなる

表示例の意味
「ただいまは東の流れで9ノット、潮流は今後速くなります。」

注意：青色部分は東流、赤色部分は西流時の強潮流域
東流西流とも東航船は航路中央より圧流される傾向あり。

【低速4ノット以上】
潮流をさかのぼり早瀬瀬戸を航行する汽船は潮流の速度に4ノットを加えた速力以上の速力を保たなければなりません。

【超越し禁止】
早瀬瀬戸水路では他の船舶を追い越してはなりません。

※早瀬瀬戸水路：関門橋西側線と火ノ山下潮流信号所から130度に引いた線との間の関門航路

ブイ接触多し!
18 29 30 36
1 2
堺川

早瀬信号所の信号

- ・総トン数10,000トン（油送船は3,000トン）以上の船舶は、信号に注意し早瀬瀬戸水路での行合いを防止すること。
- ・他の船舶も出来るだけ行合いを避けること。

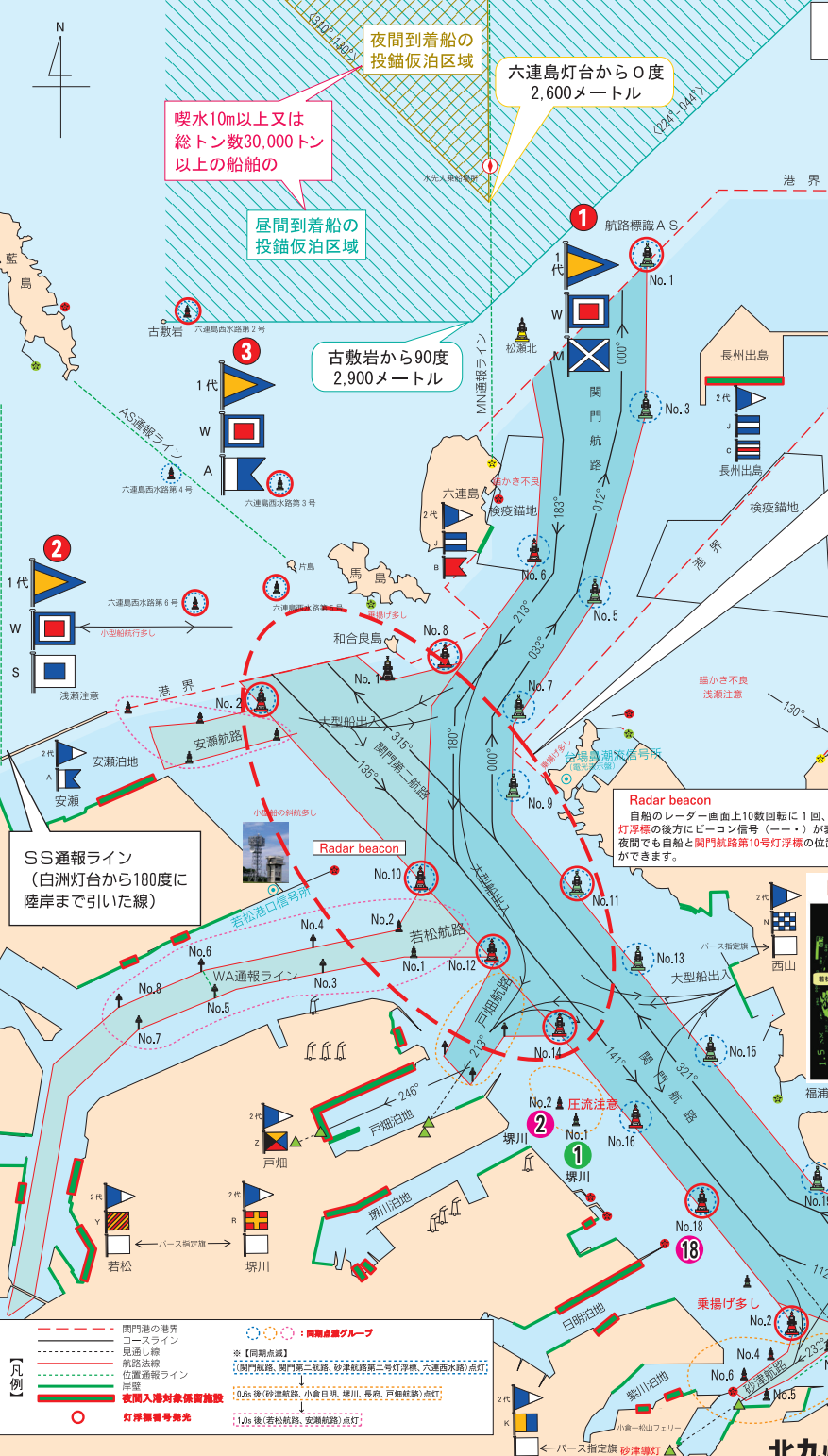
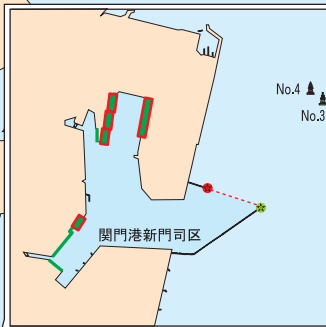
信号の方法	信号の意味
	総トン数10,000トン（油送船にあっては、3,000トン）以上の東航船があるから、西航船は、連続に注意しなければならないこと。
	総トン数10,000トン（油送船にあっては、3,000トン）以上の西航船があるから、東航船は、連続に注意しなければならないこと。
	総トン数10,000トン（油送船にあっては、3,000トン）以上の東航船及び西航船があるから、東航船及び西航船は、連続に注意しなければならないこと。

関門港を航行するときは、小型船（総トン数300トン以下である船舶であつて汽船等以外のもの）及び汽船等以外の船舶は、数字旗の1を掲げること。

※「汽船等」とは、汽船（総トン数20トン未満の汽船をいう）、はしけ及び埠舟その「他のかみ」をもって運搬し、又は主としてろかいをもって運搬する船舶をいう。

関門港の通過時及び出港時の進路信号

番号	信号	信号の意味
1		西口の六連島東方に向かって航行し、関門港(警新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する
2		西口の馬島西方から白洲・白島南方に向かって航行し、関門港(警新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する
3		西口の馬島西方から藍島東方に向かって航行し、関門港(警新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する
4		東口に向かって航行し、関門港(警新港区、新門司区を除く)を通過又は出港する



0 1000 2000 3000 4000メートル

0 0.5 1 1.5 2マイル

